

6	交通遺児育英会奨学金
---	------------

主催団体	公益財団法人 交通遺児育英会				
対象	前期	3年生	後期	○	募集人数 400名 (入学一時金300名)
返還義務	○			校内選考	×
支給内容	月額2・3・4万円から選択 (うち1万円は給付) 入学一時金:20・40・60万円から選択				
応募資格	保護者が道路における交通事故で死亡した家庭の生徒・学生 または、 保護者が道路における交通事故で重度の後遺障害者となった家庭の生徒・学生 重度の後遺障害の程度(いずれか一つに該当) ①身体障害者福祉法(身体障害者手帳)の第1級から第4級 ②自動車損害賠償保障法施行令別表第1及び第2の第1級から第7級 ③精神保健および精神障害者福祉法(精神障害者保健福祉手帳)の第1級から第3級 上記のいずれかに該当のうち、日本国籍を有する者、または、永住者(外国籍の留学生は対象外です)				
応募書類	(1)本人、兄弟、姉妹を含めて初めての申込は下記書類の①から⑥まで必要です (2)保護者に後遺障害が残られている場合は、さらに⑦が必要です (3)本人、兄弟、姉妹のどなたかが奨学生である(卒業も可)場合は①②③⑤のみで結構です ①奨学生願書 ②在学証明書 兼 推薦書 3年生は不要 ③奨学金受取口座の「通帳」の「名義と口座番号」の部分の写し ④交通事故証明書 交通事故証明書の申請方法は下記の「交通事故証明書の申込手続」をご覧ください 以前の交通事故証明書があれば、その「写し」で可 交通事故が相当以前で交通事故証明書が受けられない場合は、次のうちどれか一つの方法で確認します。 ①死亡診断書や死体検案書、病院の診断書等で交通事故と確認できるもの(写し可) ②交通事故発生時の新聞記事で日付が確認できるもの(写し可) ③在学学校長、または、民生委員による証明 ⑤保護者の所得に関する証明書 給与所得者は昨年度の源泉徴収票の写し 給与所得者以外、給与所得者で源泉徴収票が無い方は「所得証明書」(市区町村役場発行) 生活保護受給者は、「生活保護受給証明書」(福祉事務所発行)でも可 ⑥戸籍謄本(保護者との関係の確認と保護者の死亡日の確認が必要です) 「現在の戸籍謄本」に保護者等の死亡日が記載されていれば、「現在の戸籍謄本」のみ 「現在の戸籍謄本」で死亡日の確認が出来ない場合は、「改製原戸籍謄本」も必要 ⑦後遺障害の程度を証する書類(下記のいずれか、死亡の場合は不要) 身体障害者手帳の写し(1級～4級) 「後遺障害に関する証明書」(自動車損害賠償保険金の取扱い保険会社あるいは農協の証明) 精神障害者保健福祉手帳の写し(1級～3級) 事故後問もないなど、手帳や証明がない場合は、病院の「状態や就労不能」が記載された診断書(写し可)				
その他	【交通事故証明書の申込手続】 1)近くの交番か警察署で交通事故証明書の申込用紙(振込用紙)を受け取り、必要事項を記入して郵便局の窓口手数料と払込料金を添えて払い込むと、後日、自動車安全運転センターから「交通事故証明書」が郵送されます。 2)「交通事故証明書」の発行のためのデータ保管期間は各都道府県の「自動車安全運転センター」により異なります(最短5年、最長10年以上もあります)。自動車安全運転センターは居住地の都道府県に必ずあります(免許センター又は県警本部と併設がほとんどです)ので、事前にお問い合わせください。				

申込〆切 または 申込期間	2027/1/31
申込先	主催団体